

# 兵庫県公報

令和7年5月30日 金曜日 第621号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

| 規 則   | ページ |
|---|-----|
| ○ 兵庫県立森林大学校管理規則の一部を改正する規則（林務課）  | 2   |
| <b>告 示</b>  |     |
| ○ 土地改良区役員の就任の届出（農地整備課）  | 2   |
| ○ 同 上（同）  | 2   |
| ○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）  | 2   |
| ○ 同 上（同）  | 3   |
| ○ 同 上（同）  | 4   |
| ○ 同 上（同）  | 5   |
| ○ 同 上（同）  | 6   |
| ○ 同 上（同）  | 6   |
| ○ 同 上（同）  | 7   |
| ○ 道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（道路保全課）  | 7   |
| ○ 道路の供用開始（同）  | 7   |
| ○ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者<br>居住支援法人の指定（住宅政策課）                      | 8   |
| ○ 総合治水条例に基づく指定貯水施設の指定（西播磨県民局）   | 8   |
| <b>公 告</b>  |     |
| ○ 随意契約の相手方の公示（デジタル改革課）  | 8   |
| ○ 税務職員身分証票無効公告（税務課）   | 9   |
| ○ 入札公告（災害対策課）   | 9   |
| ○ 令和7年度兵庫県立森林大学校入学試験（10月入学）の実施（林務課）   | 12  |
| ○ 入札公告（まちづくり部総務課）   | 16  |
| ○ 都市計画法施行規則第12条に基づく都市計画の図書の縦覧（都市計画課）  | 24  |
| ○ 同 上（同）  | 24  |
| ○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（中播磨県民センター）   | 24  |
| <b>選挙管理委員会告示</b>  |     |
| ○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正  | 25  |
| ○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、<br>政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正 | 26  |
| ○ 政治資金規正法第17条第2項の適用を受ける団体について   | 27  |
| <b>教育委員会規則</b>  |     |
| ○ 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額等を定める規則の一<br>部を改正する規則                              | 28  |
| <b>教育委員会公告</b>  |     |
| ○ 落札者等の公示   | 29  |

## 公布された法令のあらまし

### ◎兵庫県立森林大学校管理規則の一部を改正する規則（規則第33号）

林業への転職を希望する者等、兵庫県立森林大学校への入学者が多様化していることを踏まえ、入学の時期の弾力的な運用を図るため、新たに10月1日を始期とする学年を定める等所要の整備を行うこととした。

### ◎学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額等を定める規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第11号）

刑法の一部改正により、懲役、禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることに伴い、所要の整

備を行うこととした。

規 則

兵庫県立森林大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第33号

兵庫県立森林大学校管理規則の一部を改正する規則

兵庫県立森林大学校管理規則（平成28年兵庫県規則第38号）の一部を次のように改正する。

第2条中「その学年定員」の右に「（4月1日から翌年の3月31日までの期間内に入学した大学校生（当該教育を受ける者をいう。以下同じ。）に係る定員をいう。以下同じ。）」を加える。

第4条に次の1項を加える。

- 2 大学校長は、特別の理由があると認める者については、10月に入学させることができるものとし、この場合において、当該者に係る学年は、前項の規定にかかわらず、同月1日に始まり、翌年の9月30日に終わるものとする。

第16条第2項中「最終学年の3月分」を「卒業する日の属する月分」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

兵庫県告示第465号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があった。

令和7年5月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

加古川市東部土地改良区

就任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所             |
|-------|---------|-----------------|
| 理 事   | 山 本 泰 子 | 加古川市八幡町中西条400番地 |
| 同     | 松 尾 美重子 | 同 市八幡町上西条68番地の2 |



兵庫県告示第466号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があった。

令和7年5月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

吉川土地改良区

就任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所           |
|-------|---------|---------------|
| 理 事   | 清 原 義 雄 | 三木市吉川町奥谷641番地 |



兵庫県告示第467号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和7年5月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

**神戸市井吹南土地改良区**

退任役員

| 役員の区分 | 氏名       | 住所                 |
|-------|----------|--------------------|
| 理事    | 秋 定 正 美  | 神戸市西区北別府3丁目18番地の1  |
| 同     | 秋 定 佳 子  | 同 市同区伊川谷町井吹414番地   |
| 同     | 為 川 万 亀子 | 同 市同区伊川谷町井吹329番地   |
| 同     | 永 井 幸 男  | 同 市同区北別府3丁目19番地の5  |
| 同     | 長 尾 克 己  | 同 市同区伊川谷町井吹391番地   |
| 同     | 三 浦 守    | 同 市同区伊川谷町井吹340番地   |
| 同     | 村 上 雅 一  | 同 市同区伊川谷町井吹736番地の1 |
| 同     | 盛 脇 格    | 同 市同区伊川谷町井吹330番地   |
| 監事    | 三 浦 修    | 同 市同区伊川谷町井吹602番地   |
| 同     | 山 下 剛 史  | 同 市北区筑紫が丘5丁目16番地の4 |

就任役員

| 役員の区分 | 氏名       | 住所                 |
|-------|----------|--------------------|
| 理事    | 秋 定 正 美  | 神戸市西区北別府3丁目18番地の1  |
| 同     | 小 寺 智 子  | 同 市同区伊川谷町井吹305番地   |
| 同     | 為 川 万 亀子 | 同 市同区伊川谷町井吹329番地   |
| 同     | 永 井 幸 男  | 同 市同区北別府3丁目19番地の5  |
| 同     | 長 尾 学    | 同 市同区伊川谷町井吹391番地   |
| 同     | 三 浦 守    | 同 市同区伊川谷町井吹340番地   |
| 同     | 村 上 雅 一  | 同 市同区伊川谷町井吹736番地の1 |
| 同     | 盛 脇 格    | 同 市同区伊川谷町井吹330番地   |
| 監事    | 三 浦 修    | 同 市同区伊川谷町井吹602番地   |
| 同     | 山 下 剛 史  | 同 市北区筑紫が丘5丁目16番地の4 |



**兵庫県告示第468号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員退任及び就任の届出があった。

令和7年5月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

**赤穂土地改良区**

退任役員

| 役員の区分 | 氏名      | 住所            |
|-------|---------|---------------|
| 理事    | 牟 禮 正 稔 | 赤穂市坂越2351番地39 |
| 同     | 瀬 尾 幸 範 | 同 市加里屋南2番地2   |
| 同     | 山 田 孝 志 | 同 市塩屋640番地    |
| 同     | 中 田 晴 基 | 同 市新田1112番地1  |
| 同     | 中 川 幹 彦 | 同 市鷓和623番地121 |
| 同     | 宮 本 近 司 | 同 市南野中154番地   |
| 同     | 平 松 茂 実 | 同 市高野40番地     |
| 同     | 高 岸 光 芳 | 同 市中山407番地1   |
| 監事    | 高 橋 正 弘 | 同 市上仮屋北12番地3  |
| 同     | 出 口 卓   | 同 市北野中48番地2   |
| 同     | 溝 田 泰 司 | 同 市木津1071番地1  |

就任役員

| 役員の区分 | 氏名      | 住所            |
|-------|---------|---------------|
| 理事    | 牟 禮 正 稔 | 赤穂市坂越2351番地39 |
| 同     | 瀬 尾 幸 範 | 同 市加里屋南2番地2   |

|     |         |   |             |
|-----|---------|---|-------------|
| 同   | 山 田 孝 志 | 同 | 市塩屋640番地    |
| 同   | 中 田 晴 基 | 同 | 市新田1112番地 1 |
| 同   | 松 本 守 生 | 同 | 市鷓和721番地    |
| 同   | 前 田 守 平 | 同 | 市浜市164番地    |
| 同   | 平 松 茂 実 | 同 | 市高野40番地     |
| 同   | 高 岸 光 芳 | 同 | 市中山407番地 1  |
| 監 事 | 高 橋 正 弘 | 同 | 市上仮屋北12番地 3 |
| 同   | 豊 家 吉 郎 | 同 | 市北野中472番地   |
| 同   | 溝 田 泰 司 | 同 | 市木津1071番地 1 |



**兵庫県告示第469号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和7年5月30日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

**荒井土地改良区**

退任役員

役員の区分

| 氏 名         | 住 所              |
|-------------|------------------|
| 伊 野 弘 之     | 宍粟市山崎町中広瀬 4 番地   |
| 坂 元 勝 博     | 同 市山崎町山田178番地 5  |
| 井 口 正 也     | 同 市山崎町御名216番地 1  |
| 千 本 邦 由     | 同 市山崎町千本屋75番地 1  |
| 西 江 茂 樹     | 同 市山崎町野162番地     |
| 千 本 英 毅     | 同 市山崎町船元235番地    |
| 高 階 富 造     | 同 市山崎町下広瀬119番地 3 |
| 立 花 明       | 同 市山崎町中井153番地 5  |
| 前 田 重 和     | 同 市山崎町鶴木210番地    |
| 牧 野 正 憲     | 同 市山崎町段358番地     |
| 松 岡 佳 男     | 同 市山崎町金谷847番地    |
| 大 江 新       | 同 市山崎町中比地276番地 1 |
| 大 西 昭 和     | 同 市山崎町下比地 3 番地 1 |
| 監 事 橋 本 俊 明 | 同 市山崎町千本屋442番地 2 |
| 同 山 本 裕 治   | 同 市山崎町金谷230番地 2  |
| 同 秋 武 勉     | 同 市山崎町船元99番地 4   |

就任役員

役員の区分

| 氏 名       | 住 所              |
|-----------|------------------|
| 大 杉 多美子   | 宍粟市山崎町中広瀬121番地 2 |
| 坂 元 勝 博   | 同 市山崎町山田178番地 5  |
| 福 岡 武 則   | 同 市山崎町御名157番地 1  |
| 橋 本 賢 一   | 同 市山崎町千本屋376番地 1 |
| 西 江 茂 樹   | 同 市山崎町野162番地     |
| 三 宅 憲 明   | 同 市山崎町船元225番地 2  |
| 小 林 徹     | 同 市山崎町下広瀬95番地    |
| 立 花 明     | 同 市山崎町中井153番地 5  |
| 同 鶴 崎 泰 司 | 同 市山崎町鶴木240番地 1  |
| 同 牧 野 正 憲 | 同 市山崎町段358番地     |
| 同 長谷川 辰 夫 | 同 市山崎町金谷573番地    |
| 同 大 江 新   | 同 市山崎町中比地276番地 1 |
| 同 大 西 昭 和 | 同 市山崎町下比地 3 番地 1 |

|     |         |   |                |
|-----|---------|---|----------------|
| 監 事 | 高 井 英 之 | 同 | 市山崎町千本屋379番地 2 |
| 同   | 片 山 繁 樹 | 同 | 市山崎町金谷540番地    |
| 同   | 前 川 計 雄 | 同 | 市山崎町船元102番地 3  |



**兵庫県告示第470号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員 of 退任及び就任の届出があった。

令和7年5月30日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

**小坂西部土地改良区**

退任役員

| 役員区分 | 氏 名     | 住 所              |
|------|---------|------------------|
| 理 事  | 谷 口 晃   | 豊岡市出石町鳥居799番地の 1 |
| 同    | 坪 井 達 也 | 同 市出石町森井117番地    |
| 同    | 多 田 英 世 | 同 市出石町丸中195番地    |
| 同    | 立 脇 芳 美 | 同 市出石町大谷410番地の 2 |
| 同    | 平 野 石 三 | 同 市出石町大谷690番地    |
| 同    | 中 和 薫   | 同 市出石町三木145番地    |
| 同    | 吉 谷 直 晃 | 同 市出石町片間11番地の 5  |
| 同    | 水 嶋 一 清 | 同 市出石町伊豆622番地    |
| 同    | 岡 田 幸 雄 | 同 市出石町福居684番地    |
| 同    | 堀 本 肇   | 同 市出石町嶋88番地の 1   |
| 同    | 池 畑 春 之 | 同 市加陽1045番地      |
| 同    | 黒 坂 勝 則 | 同 市加陽883番地       |
| 監 事  | 野 村 伊 徳 | 同 市出石町鳥居675番地の 1 |
| 同    | 國 下 透   | 同 市出石町片間72番地の 7  |
| 同    | 井 崎 和 義 | 同 市出石町伊豆54番地の 5  |
| 同    | 舩 木 勝 弘 | 同 市出石町三木394番地    |
| 同    | 水 島 義 明 | 同 市出石町宮内1192番地   |

就任役員

| 役員区分 | 氏 名     | 住 所              |
|------|---------|------------------|
| 理 事  | 野 村 伊 徳 | 豊岡市出石町鳥居675番地の 1 |
| 同    | 吉 谷 和 彦 | 同 市出石町森井107番地    |
| 同    | 太 田 敏 夫 | 同 市出石町丸中42番地     |
| 同    | 秋 庭 章 二 | 同 市出石町大谷680番地の 1 |
| 同    | 田 際 康 夫 | 同 市出石町大谷457番地    |
| 同    | 水 嶋 勝 正 | 同 市出石町三木96番地の 1  |
| 同    | 國 下 透   | 同 市出石町片間72番地の 7  |
| 同    | 由 良 尚 信 | 同 市出石町伊豆457番地の 2 |
| 同    | 岡 田 幸 雄 | 同 市出石町福居684番地    |
| 同    | 瀬 尾 雅 仁 | 同 市出石町嶋787番地     |
| 同    | 小 西 一 吉 | 同 市加陽1278番地      |
| 同    | 大 和 秀 信 | 同 市加陽651番地       |
| 監 事  | 成 田 一 規 | 同 市出石町鳥居593番地    |
| 同    | 中 尾 茂   | 同 市出石町片間542番地の 1 |
| 同    | 上 坂 康 成 | 同 市出石町三木259番地    |
| 同    | 井 崎 和 義 | 同 市出石町伊豆54番地の 5  |
| 同    | 水 島 義 明 | 同 市出石町宮内1192番地   |



**兵庫県告示第471号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和7年5月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

**太田土地改良区**

退任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所             |
|-------|---------|-----------------|
| 理 事   | 野 垣 克 巳 | 丹波市山南町太田466番地   |
| 同     | 片 瀬 廣   | 同 市山南町太田785番地 4 |
| 同     | 小 坪 好 和 | 同 市山南町太田475番地 1 |
| 同     | 長谷川 好 美 | 同 市山南町太田335番地   |
| 同     | 中 西 哲 也 | 同 市山南町太田221番地 1 |
| 同     | 原 田 克 也 | 同 市山南町青田529番地   |
| 同     | 竹 安 英 亮 | 同 市山南町青田623番地 3 |
| 同     | 西 田 利 宏 | 同 市山南町大谷69番地    |
| 同     | 中 本 隆 明 | 同 市山南町大谷59番地    |
| 監 事   | 飯 野 義 仁 | 同 市山南町太田354番地 1 |
| 同     | 若 林 周 夫 | 同 市山南町青田603番地 2 |
| 同     | 東 田 賢 治 | 同 市山南町大谷53番地 1  |

就任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所              |
|-------|---------|------------------|
| 理 事   | 野 垣 克 巳 | 丹波市山南町太田466番地    |
| 同     | 片 瀬 廣   | 同 市山南町太田785番地 4  |
| 同     | 中 西 哲 也 | 同 市山南町太田221番地 1  |
| 同     | 長谷川 好 美 | 同 市山南町太田335番地    |
| 同     | 山 田 浩 伸 | 同 市山南町太田742番地    |
| 同     | 原 田 智 和 | 同 市山南町青田497番地    |
| 同     | 竹 安 英 亮 | 同 市山南町青田623番地 3  |
| 同     | 本 田 光 夫 | 同 市山南町谷川4108番地10 |
| 同     | 中 本 隆 明 | 同 市山南町大谷59番地     |
| 監 事   | 飯 野 義 仁 | 同 市山南町太田354番地 1  |
| 同     | 齋 藤 修   | 同 市山南町青田377番地 1  |
| 同     | 東 田 賢 治 | 同 市山南町大谷53番地 1   |



**兵庫県告示第472号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和7年5月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

**船城土地改良区**

退任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所            |
|-------|---------|----------------|
| 理 事   | 宮 下 隆 司 | 丹波市春日町古河74番地 2 |

就任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所            |
|-------|---------|----------------|
| 理 事   | 植 田 博 巳 | 丹波市春日町古河50番地 1 |

兵庫県告示第473号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の新任及び就任の届出があった。

令和7年5月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

下三井庄土地改良区

退任役員

| 役員区分 | 氏名   | 住所                |
|------|------|-------------------|
| 理事   | 上畑正美 | 丹波市春日町下三井庄1013番地  |
| 同    | 岡田康雄 | 同 市春日町下三井庄699番地   |
| 同    | 石田敦信 | 同 市春日町下三井庄39番地    |
| 同    | 前田篤志 | 同 市春日町上三井庄426番地2  |
| 同    | 畑憲幸  | 同 市春日町下三井庄1161番地  |
| 監事   | 小田敏治 | 同 市春日町下三井庄1038番地1 |
| 同    | 岡田清  | 同 市春日町下三井庄583番地   |

就任役員

| 役員区分 | 氏名   | 住所                |
|------|------|-------------------|
| 理事   | 畑義一  | 丹波市春日町下三井庄1136番地2 |
| 同    | 三井俊之 | 同 市春日町下三井庄1180番地  |
| 同    | 上杉明仁 | 同 市春日町下三井庄1187番地  |
| 同    | 畑善美  | 同 市春日町下三井庄867番地3  |
| 同    | 山内祐治 | 同 市春日町上三井庄96番地    |
| 監事   | 松岡秀美 | 同 市春日町下三井庄1085番地1 |
| 同    | 細見修  | 同 市春日町下三井庄1159番地1 |

兵庫県告示第474号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和7年5月31日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和7年5月30日から2週間、但馬県民局豊岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年5月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 道路の種類<br>路線名 | 道路の区域                |    |                 |              | 備考 |
|--------------|----------------------|----|-----------------|--------------|----|
|              | 区間                   | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) |    |
| 県道<br>豊岡瀬戸線  | 豊岡市城崎町桃島字菊屋島1250番3から | 旧  | 8.0から<br>18.0まで | 71.0         |    |
|              | 同 市城崎町桃島字桃山1253番2まで  | 新  | 8.0から<br>18.0まで |              |    |

兵庫県告示第475号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、令和7年5月31日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和7年5月30日から2週間、但馬県民局豊岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年5月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 道路の種類<br>路線名 | 道路の区域                                     |    |                  |              |     |
|--------------|---|----|------------------|--------------|-----|
|              | 区間  | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル)  | 延長<br>(メートル) | 備考  |
| 県道<br>豊岡竹野線  | 豊岡市城崎町楽々浦字通り戸345番31から<br>同 市城崎町湯島字港867番まで | 旧  | 13.0から<br>28.0まで | 875.0        | 予定地 |
|              |   | 新  | 13.0から<br>28.0まで | 875.0        |     |



**兵庫県告示第476号**

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により、支援法人を次のとおり指定した。

令和7年5月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

住宅確保要配慮者居住支援法人

| 名称         | 住所              | 事務所の所在地         | 指定年月日     |
|------------|-----------------|-----------------|-----------|
| 株式会社エイトク開発 | 兵庫県高砂市伊保崎四丁目3-1 | 兵庫県高砂市伊保崎四丁目3-1 | 令和7年5月16日 |



**兵庫県告示第477号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和7年5月30日

西播磨県民局長 城下隆広

- 指定する貯水施設の所在地  
相生市矢野町瓜生字池ノ内278
- 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

| 名称    | 住所          |
|-------|-------------|
| 前田 豊彦 | 相生市矢野町瓜生483 |

- 指定する理由  
西播磨西部地域内二級河川千種川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

**公 告**

**随意契約の相手方の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和7年5月30日

契約担当者  
兵庫県知事 齋藤元彦

- 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量  
人事給与及び総務事務システム運用保守業務委託 一式



簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局物品管理課へ申請し、開札の日時までには物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 企業グループによる参加の場合は、企業グループの全ての構成員が、上記(1)から(4)の各要件を全て満たしており、企業グループの構成員が、単独又は他の企業グループの構成員として、本委託業務の調達に参加していないこと。

### 3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

- (1) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県災害対策センター1階  
兵庫県危機管理部災害対策課  
電話 (078)341-7711 内線3151 FAX(078)362-9911  
電子メールアドレス saitai@pref.hyogo.lg.jp

- (2) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和7年5月30日(金)から同年6月13日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後4時まで(午後0時から午後1時までを除く。)

- (3) 入札・開札の日時及び場所

令和7年7月9日(水)午前11時 兵庫県災害対策センター 2階会議室

- (4) 入札書及び提案資料の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書及び提案資料を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による提出については、令和7年7月8日(火)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額)の100分の5以上の額の入札保証金を令和7年7月8日(火)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書及び提案資料を持参、又は郵送等により行うこと。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までには提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和7年8月19日(火)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。  
 なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること。
- キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
- (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
  - (4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者
- (5) 入札の無効  
 本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (6) 契約書作成の要否  
 要作成
- (7) 落札者の決定方法  
 ア 財務規則第85条の規定に基づいて定められた予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内である入札者のうち、提案価格より算出した価格点と提案の内容により評価した技術点を合算した合計点数（以下「総合評価点」という。）の最も高い者を落札者とする。  
 なお、総合評価点の最も高い入札者が2者以上あるときは、技術点の高い者を落札者とする。技術点と同じ場合は、入札価格の低い者を落札者とする。入札価格が同じ場合は、くじにより決定するものとし、この場合において、くじ引きに立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、その者に代わって入札立会人にくじを引かせることとする。
- イ 次の評価項目及び評価内容により提案内容を評価し、技術点を付与する。（配点600点）

| 評価項目       | 主な評価内容  | 配点   |
|------------|---|------|
| 提案全般       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本委託業務に対する基本的な理解</li> <li>・防災システムの都道府県への導入実績</li> </ul>        | 40点  |
| 提案システム要件   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災情報システムとしての構成の可否</li> </ul>                                  | 20点  |
| 新システム機能要件  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報共有機能、避難情報管理機能、避難情報発令判断支援、被害情報管理機能、外部システム連携等の機能要件</li> </ul> | 320点 |
| 新システム非機能要件 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・操作性、信頼性、継続性等機能要件以外のシステム要件</li> </ul>                          | 80点  |
| セキュリティ要件   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・セキュリティに関する要件</li> </ul>                                       | 10点  |
| 開発体制       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・開発体制、開発スケジュール、品質管理、現行システムからの移行にかかる要件</li> </ul>               | 40点  |
| 運用保守       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・運用保守体制、システム障害、運用付随業務、機能改善対応、研修、訓練支援にかかる要件</li> </ul>          | 90点  |

- ウ TC0価格及びランニングコストについて、以下により算出し、価格点を付与する。（配点400点）  
 価格点＝TC0価格点＋ランニングコスト価格点
- (7) TC0価格点（配分350点）  
 $TC0価格点 = 350 \times (1 - TC0見積額(税抜) \times 1.1 / 提案上限額総計)$
  - (4) ランニングコスト価格点（配分50点）
- (8) その他  
 詳細は入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:  
 Motohiko Saito, Governor of Hyogo Prefecture

- (2) Nature of the required service:  
Update of Phoenix Disaster Prevention System of Hyogo Prefecture
- (3) Deadline for the submission of application forms:  
16:00 June 13, 2025
- (4) Date and time of tender:  
11:00 July 9, 2025  
(Tender via mail must be submitted to Hyogo Prefectural Government by 17:00 July 8, 2025)
- (5) Office to contact concerning the notice:  
Emergency Response Division, Crisis Management Department, Hyogo Prefectural Government 5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567  
TEL (078)341-7711 extension 3151



**令和7年度兵庫県立森林大学校入学試験（10月入学）の実施**

兵庫県立森林大学校管理規則（平成28年兵庫県規則第38号）第7条第2項の規定により、令和7年度10月入学の兵庫県立森林大学校入学試験を次のとおり実施する。

令和7年5月30日

兵庫県立森林大学校長 谷口俊明

1 定員、募集方法等

| 課程  | 定員  | 募集方法        | 備考 |
|-----|-----|-------------|----|
| 専攻科 | 19名 | ア 学校推薦入学試験  |    |
|     |     | イ 自己推薦入学試験  |    |
|     |     | ウ 事業体推薦入学試験 |    |
|     |     | エ 一般入学試験    |    |

2 教育期間

2 箇年

3 入学試験

(1) 学校推薦入学試験

|      |  |
|------|--|
| 試験日時 | 令和7年9月7日（日）午前11時00分から  |
| 試験会場 | 宍粟市一宮町能倉772-1<br>兵庫県立森林大学校   |
| 試験科目 | (7) 筆記試験（小論文）<br>(1) 面接試験  |
| 受験資格 | 次の全ての条件を満たす人<br>(7) 県の森林林業振興に熱意を持ち、人物及び健康に優れ、40歳以下（令和7年10月1日現在）の人で、次に該当する人<br>a 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校を卒業した人<br>(1) 次の全ての条件を満たす人<br>a 当該高等学校等の長が責任をもって推薦できる人<br>b 学業成績は、調査書の評価平均で3.0以上であること。<br>c 将来、森林林業の発展に貢献しようとする意志が強く、兵庫県立森林大学校卒業後、林業分野への就業を志し、地域のリーダーとして活躍しようとする人<br>d 合格後は必ず本校に入学する人 |

|              |   |
|--------------|---|
| 受験手続         | <p>(7) 募集要項の請求<br/>封筒表面に「募集要項請求」と朱書し、返信用封筒（角形2号（縦24.0センチメートル×横33.2センチメートル）以上のものに郵便番号、住所及び氏名を明記し、320円分の切手を貼り付けたもの）を同封し、兵庫県立森林大学校宛てに申し込むこと。</p> <p>(i) 提出書類<br/>次の書類を郵送又は持参により提出すること。<br/>なお、入学考査料2,200円は、出願書類の受付後、納入通知書を送付するので、納入通知書に記載する期日までに、納入通知書に記載する金融機関で納入すること。</p> <p>a 入学願書<br/>b 受験票<br/>氏名を記入し、写真は履歴書の写真欄に貼り付けたものと同一のものを貼り付けること。受験当日、写真を貼り付けていない人は受験できない。</p> <p>c 受験票送付用封筒<br/>定型封筒（長形3号）に受験者の郵便番号、住所及び氏名を記載し、110円分の切手を貼り付けたものを同封すること。</p> <p>d 履歴書<br/>本人自筆の上、写真を貼り付けること。</p> <p>e 調査書<br/>出身高等学校等の長が作成し、厳封したものであること。</p> <p>f 推薦書<br/>出身高等学校等の長の推薦書</p> |
| 提出先          | 〒671-4142 宍粟市一宮町能倉772-1<br>兵庫県立森林大学校  |
| 提出期間         | 令和7年7月1日（火）から同年8月25日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）<br>午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）。   |
| 合格発表         | 令和7年9月12日（金）午前10時<br>兵庫県立森林大学校校舎前において掲示するとともに、同日同時刻に県ホームページにおいても公表する。また、受験者には可否にかかわらず書面により通知する。電話による問合せには一切応じない。  |
| 受験についての問い合わせ | 兵庫県立森林大学校<br>電話（0790）72-2700  |

(2) 自己推薦入学試験

|      |  |
|------|--|
| 試験日時 | 令和7年9月7日（日） 午前11時00分から   |
| 試験場所 | 兵庫県立森林大学校（宍粟市一宮町能倉772-1）   |
| 試験科目 | (7) 筆記試験（小論文）<br>(i) 面接試験  |
| 受験資格 | <p>次の全ての条件を満たす人</p> <p>(7) 県の森林林業振興に熱意を持ち、人物及び健康に優れ、40歳以下（令和7年10月1日現在）の人で、次のいずれかに該当する人</p> <p>a 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校を卒業した人</p> <p>b 知事がこれらと同等以上の学力があると認めた人</p> <p>(i) 次の全ての条件を満たす人</p> <p>a 将来、森林林業の発展に貢献しようとする意志が強く、兵庫県立森林大学校卒業後、林業分野への就業を志し、地域のリーダーとして活躍しようとする人</p> <p>b 合格後は必ず本校に入学する人</p> |

|                  |  |
|------------------|--|
| <p>受験手続</p>      | <p>(7) 募集要項の請求<br/>封筒表面に「募集要項請求」と朱書し、返信用封筒（角形2号（縦24.0センチメートル×横33.2センチメートル）以上のものに郵便番号、住所及び氏名を明記し、320円分の切手を貼り付けたもの）を同封し、兵庫県立森林大学校宛てに申し込むこと。</p> <p>(i) 提出書類<br/>次の書類を郵送又は持参により提出すること。<br/>なお、入学考査料2,200円は、出願書類の受付後、納入通知書を送付するので、納入通知書に記載する期日までに、納入通知書に記載する金融機関で納入すること。</p> <p>a 入学願書</p> <p>b 受験票<br/>氏名を記入し、写真は履歴書の写真欄に貼り付けたものと同一のものを貼り付けること。受験当日、写真を貼り付けていない人は受験できない。</p> <p>c 受験票送付用封筒<br/>定型封筒（長形3号）に受験者の郵便番号、住所及び氏名を記載し、110円分の切手を貼り付けたものを同封すること。</p> <p>d 履歴書<br/>本人自筆の上、写真を貼り付けること。</p> <p>e 調査書等<br/>出身高等学校等の長が作成した調査書又は卒業証明書で、厳封したものであること。ただし、高等学校卒業程度認定試験等の合格者で当該調査書又は当該卒業証明書を提出できない人は、当該試験等の成績証明書をもって調査書に代える。</p> <p>f 推薦書<br/>自己推薦書</p> |
| <p>提出先</p>       | <p>〒671-4142 宍粟市一宮町能倉772-1<br/>兵庫県立森林大学校</p>   |
| <p>提出期間</p>      | <p>令和7年7月1日（火）から同年8月25日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）。</p>   |
| <p>合格発表</p>      | <p>令和7年9月12日（金）午前10時<br/>兵庫県立森林大学校校舎前において掲示するとともに、同日同時刻に県ホームページにおいても公表する。また、受験者には合否にかかわらず書面により通知する。電話による問合せには一切応じない。</p>   |
| <p>受験の問い合わせ先</p> | <p>兵庫県立森林大学校<br/>電話 (0790) 72-2700</p>   |

(3) 事業者推薦入学試験

|             |   |
|-------------|---|
| 試験日時        | 令和7年9月7日(日) 午前11時00分から  |
| 試験場所        | 兵庫県立森林大学校(宍粟市一宮町能倉772-1)  |
| 試験科目        | (7) 筆記試験(小論文)<br>(f) 面接試験   |
| 受験資格        | 次の全ての条件を満たす人<br>(7) 県の森林林業振興に熱意を持ち、人物及び健康に優れ、40歳以下(令和7年10月1日現在)の人で、次のいずれかに該当する人<br>a 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校を卒業した人<br>b 知事がこれらと同等以上の学力があると認めた人<br>(f) 次の全ての条件を満たす人<br>a 林業分野の事業者の長が責任をもって推薦できる人<br>b 将来、森林林業の発展に貢献しようとする意志が強く、兵庫県立森林大学校卒業後、林業分野への就業を志し、地域のリーダーとして活躍しようとする人<br>c 合格後は必ず本校に入学する人  |
| 受験手続        | (7) 募集要項の請求<br>封筒表面に「募集要項請求」と朱書きし、返信用封筒(角形2号(縦24.0センチメートル×横33.2センチメートル)以上のものに郵便番号、住所及び氏名を明記し、320円分の切手を貼り付けたもの)を同封し、兵庫県立森林大学校宛てに申し込むこと。<br>(f) 提出書類<br>次の書類を郵送又は持参により提出すること。<br>なお、入学考査料2,200円は、出願書類の受付後、納入通知書を送付するので、納入通知書に記載する期日までに、納入通知書に記載する金融機関で納入すること。<br>a 入学願書<br>b 受験票<br>氏名を記入し、写真は履歴書の写真欄に貼り付けたものと同一のものを貼り付けること。受験当日、写真を貼り付けていない人は受験できない。<br>c 受験票送付用封筒<br>定型封筒(長形3号)に受験者の郵便番号、住所及び氏名を記載し、110円分の切手を貼り付けたものを同封すること。<br>d 履歴書<br>本人自筆の上、写真を貼り付けること。<br>e 調査書等<br>出身高等学校等の長が作成した調査書又は卒業証明書で、厳封したものであること。ただし、高等学校卒業程度認定試験等の合格者で当該調査書又は当該卒業証明書を提出できない人は、当該試験等の成績証明書をもって調査書に代える。<br>f 推薦書<br>林業分野の事業者の長の推薦書 |
| 提出先         | 〒671-4142 宍粟市一宮町能倉772-1<br>兵庫県立森林大学校  |
| 提出期間        | 令和7年7月1日(火)から同年8月25日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)   |
| 合格発表        | 令和7年9月12日(金) 午前10時<br>兵庫県立森林大学校校舎前において掲示するとともに、同日同時刻に県ホームページにおいても公表する。また、受験者には合否にかかわらず書面により通知する。電話による問合せには一切応じない。   |
| 受験についての問合せ先 | 兵庫県立森林大学校<br>電話(0790)72-2700  |

(4) 一般入学試験

|             |  |
|-------------|--|
| 試験日時        | 令和7年9月7日(日) 午前11時00分から   |
| 試験場所        | 兵庫県立森林大学校(宍粟市一宮町能倉772-1)   |
| 試験科目        | (7) 筆記試験(小論文)<br>(4) 面接試験  |
| 受験資格        | 県の森林林業振興に熱意を持ち、人物及び健康に優れ、40歳以下(令和7年10月1日現在)の人で、次のいずれかに該当する人<br>(7) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校を卒業した人<br>(4) 知事がこれらと同等以上の学力があると認めた人   |
| 受験手続        | (7) 募集要項の請求<br>封筒表面に「募集要項請求」と朱書きし、返信用封筒(角形2号(縦24.0センチメートル×横33.2センチメートル)以上のものに郵便番号、住所及び氏名を明記し、320円分の切手を貼り付けたもの)を同封し、兵庫県立森林大学校宛てに申し込むこと。<br>(4) 提出書類<br>次の書類を郵送又は持参により提出すること。<br>なお、入学考査料2,200円は、出願書類の受付後、納入通知書を送付するので、納入通知書に記載する期日までに、納入通知書に記載する金融機関で納入すること。<br>a 入学願書<br>b 受験票<br>氏名を記入し、写真は履歴書の写真欄に貼り付けたものと同一のものを貼り付けること。受験当日、写真を貼り付けていない人は受験できない。<br>c 受験票送付用封筒<br>定型封筒(長形3号)に受験者の郵便番号、住所及び氏名を記載し、110円分の切手を貼り付けたものを同封すること。<br>d 履歴書<br>本人自筆の上、写真を貼り付けること。<br>e 調査書等<br>出身高等学校等の長が作成した調査書又は卒業証明書で、厳封したものであること。ただし、高等学校卒業程度認定試験等の合格者で当該調査書又は当該卒業証明書を提出できない人は、当該試験等の成績証明書をもって調査書に代える。 |
| 提出先         | 〒671-4142 宍粟市一宮町能倉772-1<br>兵庫県立森林大学校   |
| 提出期間        | 令和7年7月1日(火)から同年8月25日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)   |
| 合格発表        | 令和7年9月12日(金) 午前10時<br>兵庫県立森林大学校校舎前において掲示するとともに、同日同時刻に県ホームページにおいても公表する。また、受験者には合否にかかわらず書面により通知する。電話による問合せには一切応じない。  |
| 受験についての問合せ先 | 兵庫県立森林大学校<br>電話 (0790) 72-2700   |



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和7年5月30日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

## 1 入札に付する事項

## (1) 工事名

兵庫県立但馬地域新設特別支援学校（仮称）本館棟外建築工事（以下「本件工事」という。）

## (2) 工事場所

豊岡市九日市上町700番1

## (3) 工事概要

新築工事、一部解体撤去工事

## ア 本館棟（校舎棟）建築工事

鉄筋コンクリート造一部鉄骨造3階建 延べ面積7,843.52平方メートル、建築面積4,333.26平方メートル

## イ 寄宿舎棟建築工事

鉄筋コンクリート造1階建 延べ面積550.74平方メートル、建築面積561.68平方メートル

## ウ 体育倉庫建築工事

鉄筋コンクリート造1階建 延べ面積37.21平方メートル 建築面積39.32平方メートル

## エ 屋外便所建築工事

鉄筋コンクリート造1階建 延べ面積13.32平方メートル 建築面積13.32平方メートル

## オ 屋外附帯工事

玄関庇整備工事、舗装工事、雨水排水工事、植栽工事他 一式

## カ 既存工作物等解体撤去工事 一式

## (4) 工期

令和9年3月25日限り

## (5) 電子入札の実施

本件入札に係る入札参加申込み及び入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（調達業務を実施するためのもの。以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、紙による入札参加申込み又は紙による入札を希望する者は、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加申込み及び入札を行うことができる。

## (6) 技術提案の受付

本件工事は、本契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の適用工事である。

## (7) 週休2日制度の活用

本件工事は、週休2日を確実に取得できるよう工事を実施する「週休2日制度」の対象工事である。

## 2 応募方法

特別共同企業体による。

## 3 入札参加資格

本件工事の入札に参加することができる資格を有する者は、一般競争入札等に参加する者に必要な資格等（昭和41年兵庫県告示第149号）に基づく兵庫県の建設工事に係る入札参加資格を取得している者又は開札時までに入札参加資格を取得した者で、次に掲げるいずれの要件も満たすものとする。

なお、入札参加資格の確認は、下記6(1)に定める入札参加申込書及び入札参加資格確認資料の提出期間の最終日（以下「申込期限日」という。）を基準日とする。

## (1) 特別共同企業体の構成員の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当しないこと。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による建築工事業に係る特定建設業の許可を有すること。

ウ 兵庫県の建設工事の一般競争入札参加資格を取得しており、その工種が建築一式工事であること。

エ 建設業法の規定による総合評定値通知書（以下「総合評定値通知書」という。）の有効期間が本契約締結予定日（令和7年10月上旬・議決日以降）までであること。

なお、申込期限日においては有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が本契約締結予定日までに失効する場合は、開札後の総合評定値通知書の確認日において本契約締結予

定日まで有効な総合評定値通知書を有していること。

オ 建設業法の規定による建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評定値(P)が、代表構成員にあつては1,200点以上、その他の構成員にあつては1,000点以上であること。

カ 平成22年度以降に、代表構成員にあつては1棟又は同時施工で2棟以上の合計の延べ面積が6,200平方メートル以上の鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、かつ、地上2階建以上の建築物の新築、改築(建替)又は増築工事を、元請(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。)として完成した施工実績(工事が完成し、かつ、その引渡しが完了したもの)を、その他の構成員にあつては1棟又は同時施工で2棟以上の合計の延べ面積が1,500平方メートル以上の鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の新築、改築(建替)又は増築工事を、元請(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。)として完成した施工実績(工事が完成し、かつ、その引渡しが完了したもの)を有すること。

キ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)を受けていないこと。

ク 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て(旧会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づくものを含む。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て(以下「会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等」という。)がなされていないこと(ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。)

ケ 本件工事に係る設計業務等の受託者でなく、また、次に掲げる(イ)又は(ウ)に該当しないこと。

(イ) 本件工事に係る設計業務等の受託者 株式会社 浦辺設計

(ロ) 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者

(ハ) 代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

(2) 特別共同企業体の資格要件

ア 特別共同企業体の構成員は3者とし、それぞれの出資比率が20パーセント以上であること。

また、各構成員が、兵庫県建設工事に係る特別共同企業体取扱要綱に定める資本関係又は人的関係にある者(関係する会社)にないこと。

イ 特別共同企業体の代表構成員は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であること。

また、出資比率は構成員中最大であること。施工能力の判定は、原則として建設業法の規定による当該工種に係る経営事項審査結果の総合評定値(P)の点数が大きい者とする。

なお、その総合評定値(P)又は客観点の格差が構成員中最も高い者の数値の10パーセント以内の範囲の場合にあつては、本件工事に施工に特殊技能等を必要とする場合のほかは、構成員の自主的な評価によって決定することができる。

ウ 特別共同企業体の結成方法は、自主結成とし、本件入札に関して入札参加申込みを行った他の特別共同企業体の構成員を兼ねていないこと。

エ 特別共同企業体の構成員の一部が、入札参加申込締切後に会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等がなされたこと又は入札参加資格制限に該当したこと若しくは指名停止を受けたことにより、その企業体の構成員の資格を失った場合においては、令和7年7月8日(火)までの間、その企業体の残存構成員は、資格を失った構成員に代わる構成員を補充した上で、新たな特別共同企業体を結成し、入札参加の申込みを行うことができ、新たな入札参加申込者が入札日までに入札参加資格の確認を受けたときは、入札に参加することができる。

オ 特別共同企業体の全ての構成員は、本件工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を本件工事現場に専任で配置すること。

(3) 配置技術者の要件

ア 次に掲げる基準を満たし、かつ、建設業法の規定による建築工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を本件工事に専任で配置できること。

ただし、申込期限日に他の工事に従事している場合は、誓約書の提出により本契約締結の前日まで専任性の確認を猶予することとし、他の工事の終了後改めて確認する。

また、配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係(申込期限日以前に3か月以上の雇用関係)がある者であつて、かつ、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。

なお、監理技術者については、代表構成員が配置すること。

- (7) 1級建築士又は1級建築施工管理技士の資格を有すること。  
(4) 平成22年度以降に、1棟又は同時施工で2棟以上の合計の延べ面積が6,200平方メートル以上の鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、かつ、地上2階建以上の建築物の新築、改築（建替）又は増築工事の施工経験を有すること。

イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は、直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。

また、本件工事が落札候補者となった最初の工事である場合は、その他の工事については本件工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

なお、本件工事より先に他の工事の落札候補者となったときは、本件工事については他の工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

ウ 落札者は、契約工期中、提出した資料に記載した配置予定技術者を、本件工事現場に専任で配置すること。

なお、契約工期中は、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の極めて特別な場合を除いて、当該配置技術者を変更することを認めない。

#### (4) 現場代理人の要件

ア 建設工事請負契約書第10条第1項第1号に規定する現場代理人を適正に配置できること。

また、現場代理人は、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係（申込期限日以前に3か月以上の雇用関係）がある者であること。

なお、現場代理人については、代表構成員が配置すること。

イ 落札者は、契約工期中、提出した資料に記載した現場代理人を、本件工事現場に常駐で配置すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、常駐義務を緩和することができる。

なお、申込期限日に他の工事に従事している場合は、本契約締結の前日までに他工事の終了を確認する。

#### (5) その他の要件

本件工事は、県が同一者に発注しないこととしている分離発注工事であるため、本件工事の落札者である特別共同企業体の構成員は、ア又はイの落札者である特別共同企業体の構成員若しくはウの落札者と重複することができない。

ア 兵庫県立但馬地域新設特別支援学校（仮称）本館棟外機械設備工事（令和7年1月31日公告）

イ 兵庫県立但馬地域新設特別支援学校（仮称）本館棟外電気設備工事（令和7年4月4日公告）

ウ 兵庫県立但馬地域新設特別支援学校（仮称）本館棟昇降機設備工事（令和7年5月13日公告）

#### 4 契約条項等を示す期間及び場所

建設工事請負契約書等及び7(5)ケで提出を求める誓約書については、次のとおり閲覧に供する。

##### (1) 閲覧期間

令和7年5月30日（金）から同年7月14日（月）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日を除く。）

毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

##### (2) 閲覧場所（公告事務を担当する事務所：問合せ先）

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県まちづくり部総務課

電話(078)341-7711 内線4340、4338

#### 5 入札説明書及び入札参加資格確認資料並びに誓約書及び設計図書の交付

##### (1) 交付期間

ア 入札説明書及び入札参加資格確認資料

令和7年5月30日（金）から同年6月11日（水）まで

イ 誓約書及び設計図書（仕様書、設計書及び図面をいう。以下同じ）

令和7年5月30日（金）から同年7月14日（月）まで

##### (2) 交付方法

兵庫県のホームページ（<http://web.pref.hyogo.lg.jp/>）に掲示して様式等を提供する。

なお、様式等は、兵庫県ホームページの「入札・公売情報」→「入札・公売情報」の中の「入札情報サ

ービス」(<https://www2.ppi.pref.hyogo.jp/ebidPPIPublish/index.html>) (以下「入札情報サービス」という。) → 「入札公告」 → 「検索」 → 本件工事の「工事名称」 → 「公告文書等」の中の「Download」順にクリックして各画面を開き、ダウンロードを行い保存することにより取得すること。

## 6 入札参加の手続

本件工事の入札参加を希望する者は、入札参加申込書及び入札参加資格確認資料(以下「申込書等」という。)を次に定めるところにより提出し、入札参加資格の確認を受けること。

### (1) 提出期間

令和7年5月30日(金)から同年6月11日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例に定める県の休日を除く。)

毎日午前9時から午後4時まで(入札参加資格確認資料の提出については、正午から午後1時までを除く。)

### (2) 提出方法

ア 入札参加申込書は、電子入札システムを使用して送信する。

なお、入札参加申込みを有効に行うためには、入札参加申込書の情報が、提出期間中に、契約当事者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイル(以下「電子計算機ファイル」という。)に記録されなければならない。

また、入札参加申込書を送信した者は、証拠として参加申込書受信確認通知を保管しておくこと。

イ 入札参加の申込みに使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ、特別共同企業体の代表構成員の兵庫県の建設工事入札参加資格者名簿(以下「入札参加資格者名簿」という。)に登載された代表者又は受任者の名義で取得して、そのICカードの情報を兵庫県の電子入札システムに登録したものとす。

ウ 入札参加資格確認資料は、上記4(2)の場所に持参する。

## 7 入札手続等

### (1) 入札期間

令和7年7月15日(火)及び同月16日(水)午前9時から午後5時まで  
(令和7年7月16日(水)は正午まで)

### (2) 開札日時

令和7年7月17日(木)午前9時30分

### (3) 入札方法等

ア 入札書に必要な事項を入力し、電子入札システムを使用して送信すること。

イ 第1回目の入札金額に対応した工事費内訳書(金抜設計書の全ての項目について確認できるもの)については、入札説明書10(3)イの方法により電子入札システム若しくは持参又は郵送により提出すること。

### (4) 入札保証金及び契約保証金

要

### (5) 入札に関する条件

ア 入札金額その他入力が必要な事項についての情報並びに入札者の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書が、電子計算機ファイルに所定の入札期間内に記録されること。

イ 所定の額の入札保証金が納付(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)されていること。

ウ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

エ 電子計算機ファイルに記録されるべきものが分明であること。

オ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入力された金額に100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入力すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。

カ 入札に使用したICカードが、入札参加資格者名簿に登載された代表者又は受任者が取得したものであり、かつ、やむを得ない事由があると契約当事者が認めた場合を除き、入札参加の申込みに使用した名義人のものであること。

キ 所定の方法で所定の日時までに、第1回目の入札金額に対応した工事費内訳書（金抜設計書の全ての項目について確認できるもの）を提出すること。

ク 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において上記イからカまでの条件に違反し無効となった入札者のうちウに違反し無効となったもの以外の者

ケ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札決定後、直ちに落札者が暴力団でないこと等についての誓約書、落札者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書及び落札者が社会保険関係法令の遵守を徹底するための社会保険等加入対策に関する誓約書を提出すること。

(6) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者の入札は無効とする。

エ ICカードを不正に使用した入札は無効とする。

オ 下記9(4)エにより技術者を追加して配置しなければならない場合において、必要な技術者を追加して専任で配置できない者のした入札は無効とする。

カ 別紙、入札説明書10(4)イで定められた額の契約保証金を納付することができない者の入札は無効とする。

(7) 落札者の決定方法

ア 財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。

イ 地方自治法施行令第167条の10第1項の規定に基づき低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を設けているので、調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、落札決定を保留して個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを審査の上、落札者を決定する。

なお、調査の対象となった者は、この調査に協力すること。

ウ 申込期限日においては有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が本契約締結予定日までに失効するため入札参加資格の確認を保留している場合は、落札決定を保留して本契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書により入札参加資格を確認の上、落札者を決定する。ただし、入札参加資格の確認ができない場合は、その者を落札者としなない。

エ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちにくじ引きを実施して落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

オ 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札の決定を取り消す。

カ 本件工事の分離発注に係る落札者の決定方法は、次のとおりとする。

(7) 又は(4)の落札者である特別共同企業体の構成員若しくは(9)の落札者は、本件工事に参加申込することができない。

(7) 兵庫県立但馬地域新設特別支援学校（仮称）本館棟外機械設備工事（令和7年1月31日公告）

(4) 兵庫県立但馬地域新設特別支援学校（仮称）本館棟外電気設備工事（令和7年4月4日公告）

(9) 兵庫県立但馬地域新設特別支援学校（仮称）本館棟昇降機設備工事（令和7年5月13日公告）

(8) 契約の締結

落札者が暴力団でないこと等の誓約書、落札者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書及び落札者が社会保険関係法令の遵守を徹底するための社会保険等加入対策に関する誓約書の提出があった後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直ちに当該誓約書を提出すること。

## (9) 支払条件

支払条件は、次のとおりとする。

- ア 年割支払 有
- イ 前金払 有
- ウ 中間前金払 有
- エ 部分払 有
- オ 中間前金払と部分払の選択該当工事の別 有

## 8 下請負人の健康保険等加入義務等

(1) 受注者は、次に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

- ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

(2) (1)の規定にかかわらず、受注者は、次に掲げる下請負人の区分に応じて、次に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

ア 受注者と直接下請契約を締結する下請負人

次のいずれにも該当する場合

(7) 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

(4) 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が(1)に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合

イ アに掲げる下請負人以外の下請負人

次のいずれかに該当する場合

(7) 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

(4) 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

(3) 発注者は、受注者が(1)に掲げる届出をしていない社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結したときは、この契約を解除することができる。ただし、(2)に規定する場合を除く。

(4) 受注者は、当該社会保険等未加入建設業者が(2)イに掲げる下請負人である場合において(7)に定める特別の事情が認められず、かつ、受注者が(4)に定める期間内に確認書類を提出しなかったときは、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

## 9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約を締結した者は、次のア、イを兵庫県に提出すること。

ア 本件工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）

イ 下請契約等及び本件工事に関わる労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に規定する労働者派遣契約（以下「労働者派遣契約」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方から労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「適正な労働条件等確保特記事項」第2項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）

(3) (2)の誓約書の写しの提出がない場合には、工事成績評定点を減点する。

(4) 調査基準価格を下回った場合の措置

ア 調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、落札決定を保留して個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを入札者からの提出資料、事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、審査の上、落札決定する。

イ なお、その者の入札価格が調査基準価格を下回り、かつ、特別重点調査基準価格（直接工事費については90パーセント、共通仮設費については70パーセント、現場管理費については90パーセント、一般管理費については68パーセントをそれぞれ乗じて得た価格を合計したもの）を下回る入札をした者については、特別重点調査を実施する。

また、特別重点調査においては、調査基準価格を下回り、かつ、上記に示す特別重点価格を下回る入札をした複数の者について並行して調査を行うことがある（詳細は、「低入札価格調査における特別重点調査について」を参照のこと）。

ウ 調査基準価格を下回った入札を行った者に対しては、開札後の令和7年7月17日（木）午後5時までに連絡するものとし、資料の提出は令和7年7月24日（木）午後5時までにを行うものとする。

なお、事情聴取の日時、場所等必要な事項は別途通知する。

資料の提出が一部でもない場合、内容に不備がある場合及び事情聴取に応じない場合は、入札に関する条件に違反した入札として失格とする。

エ 調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、監理技術者とは別に、3(3)アに定める代表構成員が配置する監理技術者の要件と同一の要件（3(3)ア(イ)に掲げる施工経験を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

なお、当該技術者はいずれかの構成員が配置するものとし、施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。

(5) 入札参加資格を取得していない者は、兵庫県まちづくり部総務課あて申請し、開札時まで取得することを条件として、契約担当者の入札参加資格確認を受けることができる。

(6) 詳細は入札説明書による。

(7) 問合せ先

上記4(2)に同じ。

(8) 入札結果については、落札決定後、兵庫県まちづくり部総務課にて落札決定日の翌日までに公表します。また、契約締結後速やかに、兵庫県ホームページの入札情報サービスにて公表します。

#### 10 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Nature and quantity of the service to be required:

Construction of the main building and other structures of a newly established Hyogo Prefectural School for Students with Special Needs in the Tajima District (tentative name)

New construction and demolition/removal works

(a) Construction of the main building (school building)

Reinforced concrete structure, partially steel structure

3 floors above the ground

Total floor area: 7,843.52 m<sup>2</sup>

Building area: 4,333.26 m<sup>2</sup>

(b) Construction of the dormitory building

Reinforced concrete structure

Single floor

Total floor area: 550.74 m<sup>2</sup>

Building area: 561.68 m<sup>2</sup>

(c) Construction of the sports equipment storage

Reinforced concrete structure

Single floor

Total floor area: 37.21 m<sup>2</sup>

Building area: 39.32 m<sup>2</sup>

(d) Construction of outdoor restroom

Reinforced concrete structure

Single floor

Total floor area: 13.32 m<sup>2</sup>

Building area: 13.32 m<sup>2</sup>

(e) Appurtenant outdoor works

Roof eaves, pavement, rainwater drainage, planting, and other works

(f) Demolition and removal of existing structures, etc.

(2) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 June 11, 2025

(3) Deadline for tender:

12:00 July 16, 2025

(4) Contact:

General Affairs Division, Housing & Urban Development Department,

Hyogo Prefectural Government

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

Tel (078)341-7711 extension 4340 or 4338



**都市計画法施行規則第12条に基づく都市計画の図書の縦覧**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、次の都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和7年5月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 市町の名称 | 都市計画の種類     | 都市計画の名称    |
|-------|-------------|------------|
| 三田市   | 阪神間都市計画地区計画 | 広野駅西地区地区計画 |



**都市計画法施行規則第12条に基づく都市計画の図書の縦覧**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和7年5月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 市町の名称 | 都市計画の種類     | 都市計画の名称        |
|-------|-------------|----------------|
| 加古川市  | 東播都市計画ごみ焼却場 | 第1号 加古川市ごみ焼却施設 |



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和7年5月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
神崎郡福崎町西田原字岸本1938番、1939番1、1939番4の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
神崎郡福崎町西田原1358番地

株式会社キャリア 代表取締役 尾田 眞 吾  
 3 許可年月日及び許可番号  
 令和3年12月7日  
 兵庫県指令中播(姫土)(建)第1-17号(3福崎)

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第16号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第106条、第114条、第117条及び第184条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号(最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和23年政令第122号)第13条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。)の規定により、不在者投票のできる施設を指定するとともに、既に指定した施設に関し指定の取消しをしたので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号(不在者投票のできる施設の指定)の一部を次のように改正する。

令和7年5月30日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 永田 秀一

1 病院及び介護老人保健施設の表神戸市の項中

|                                 |                                 |                   |
|---------------------------------|---------------------------------|-------------------|
| 「<br>を<br>「<br>に<br>「<br>を<br>「 | 彦坂病院                            | 同 市兵庫区西多聞通1丁目1-21 |
|                                 | 湊の杜病院                           | 同 市兵庫区西多聞通1丁目1-21 |
|                                 | 医療法人社団 甲有会 カネディア<br>ンヒル介護老人保健施設 | 同 市灘区长峰台2丁目3-1    |
|                                 | 医療法人社団 創生会 カネディア<br>ンヒル介護老人保健施設 | 同 市灘区长峰台2丁目3-1    |

に、改める。

2 老人ホームの表神戸市の項中

|             |                                 |                    |
|-------------|---------------------------------|--------------------|
| 「<br>を<br>「 | 医療法人社団 甲有会 複合施設ア<br>ルテ石屋川       | 同 市東灘区御影塚町1丁目10-13 |
|             | 医療法人社団 創生会 介護付有料<br>老人ホームアルテ石屋川 | 同 市東灘区御影塚町1丁目10-13 |

に、

「

|             |                  |
|-------------|------------------|
| さんぽの家S 甲南山手 | 同 市東灘区本庄町3丁目9-21 |
|-------------|------------------|

」

を

「

|                 |                  |
|-----------------|------------------|
| さんぽの家S 甲南山手     | 同 市東灘区本庄町3丁目9-21 |
| 介護付有料老人ホーム 甲南山手 | 同 市東灘区本庄町1丁目10-2 |

」

に、姫路市の項中

「

|                    |          |
|--------------------|----------|
| サービス付き高齢者向け住宅 城南の家 | 同 市本町231 |
|--------------------|----------|

」

を

「

|                      |                 |
|----------------------|-----------------|
| サービス付き高齢者向け住宅 城南の家   | 同 市本町231        |
| サービス付き高齢者向け住宅 ヴィラ陽の葉 | 同 市網干区興浜907-488 |
| サービス付き高齢者向け住宅 ヴィラ柚扇  | 同 市書写31         |

」

に、改める。



**兵庫県選挙管理委員会告示第17号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設について、指定した旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和7年5月30日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 永田 秀一

表姫路市の項中

「

|                 |             |
|-----------------|-------------|
| 勤労市民会館          | 姫路市中地354    |
| 姫路市家島群島開発総合センター | 姫路市家島町坊勢186 |

」

を

「

|                 |             |
|-----------------|-------------|
| 姫路市家島群島開発総合センター | 姫路市家島町坊勢186 |
|-----------------|-------------|

」

に、表伊丹市の項中

「

|                 |               |
|-----------------|---------------|
| 伊丹市すずはら地区交流センター | 伊丹市御願塚6丁目3-50 |
|-----------------|---------------|

」

を

「

|                 |                |
|-----------------|----------------|
| 伊丹市すずはら地区交流センター | 伊丹市御願塚6丁目3-50  |
| 伊丹市いたみ交流センター    | 伊丹市中央区1丁目2-1-1 |

」

に、表上郡町の項中

「

|               |            |
|---------------|------------|
| 上郡町生涯学習支援センター | 上郡町上郡459-1 |
|---------------|------------|

」

を

「

|               |             |
|---------------|-------------|
| 上郡町生涯学習支援センター | 上郡町上郡459-1  |
| 船坂コミュニティセンター  | 上郡町八保甲170-1 |

」

に、改める。



**兵庫県選挙管理委員会告示第18号**

次の団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、令和7年4月1日以降、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年5月30日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 永田秀一

その他の政治団体

| 名称        | 代表者氏名 | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所在地                  |
|-----------|-------|---------|-----------------------------|
| 足立よしつぐ後援会 | 足立吉継  | 藤井信吾    | 多可郡多可町加美区清水473              |
| 大路ひさし後援会  | 大路美郎  | 角口美昭    | 加古郡稲美町中村1471                |
| OPEN!西区   | 田中慎也  | 田中慎也    | 神戸市西区伊川谷町前開764              |
| 大前ゆうや後援会  | 大前裕也  | 大前裕也    | 加西市北条町横尾1244-103号室          |
| 奥大輔後援会    | 奥大輔   | 奥光男     | 西宮市羽衣町8-8                   |
| オフィス8     | 福永信量  | 福永晃子    | 尼崎市御園町27-3-2204             |
| 加戸仁志後援会   | 加戸仁志  | 加戸仁志    | 丹波篠山市南新町96の2                |
| 川上りょうや後援会 | 川上陵哉  | 筒井ありさ   | 神戸市垂水区向陽1-4-8<br>パインヒル向陽203 |
| かわじり悟後援会  | 河尻悟   | 民輪正秀    | 加西市北条町栗田228-1-202           |
| 北本せつよ後援会  | 戸出知津子 | 北本誠     | 三田市東山423番地                  |
| 香田永明後援会   | 香田永明  | 香田永明    | 加古郡播磨町東本荘2丁目9番5号            |
| 神戸障害者育生会  | 伊藤敏夫  | 上田麻紀    | 神戸市垂水区多聞台4丁目12番10-711       |

|                  |           |           |                             |
|------------------|-----------|-----------|-----------------------------|
| こさか智彦後援会         | 小 阪 智 彦   | 檜 木 裕 子   | 芦屋市春日町3番6号101               |
| 生活と政治をつなげる会      | 出 原 賢 治   | 服 部 光 太   | 揖保郡太子町黒岡1-3                 |
| 政治結社龍建義塾         | 山 田 浩     | 宮 本 直 輝   | 加古川市加古川町美乃利671-4            |
| 竹浦昭男後援会          | 上 田 政 己   | 植 木 陽 子   | 養父市八鹿町八鹿443-3               |
| 多田佳史後援会          | 多 田 佳 史   | 多 田 真 紀 子 | 小野市浄谷町1701-1                |
| 田中しんや後援会         | 田 中 悠 希   | 田 中 幸 子   | 神戸市西区伊川谷町前開764番地            |
| つじ恵後援会           | 辻 恵       | 小 浦 雅 裕   | 尼崎市西御園町119-3-302            |
| 中川ちょうぞう後援会       | 平 尾 恒 明   | 山 口 光 一   | 神戸市灘区曾和町3丁目2-12-401         |
| 西田ひとし後援会         | 叶 隆 夫     | 西 田 仁 志   | 神崎郡市川町下牛尾2118-1             |
| 西山博大後援会          | 根 岸 直 美   | 西 山 み どり  | 川西市大和東3丁目3-2                |
| 日本鉄十字社           | 藤 本 昌 弘   | 藤 本 昌 弘   | 神戸市北区藤原台中町2-15-7-101        |
| 林ゆきこと西宮の未来をつくる党  | 林 幸 子     | 林 幸 子     | 西宮市上大市1丁目2-22-201           |
| 原やすひこ後援会         | 原 弥 彦     | 原 弥 彦     | 神戸市中央区港島中町2-3-4プレサンスロジエ1110 |
| 三木の暖かな未来を創る会     | 堀 元 子     | 細 田 英 一   | 三木市緑が丘町本町1-182              |
| やさしい明石の会         | 高 馬 浩 子   | 菅 村 循 子   | 明石市大久保町谷八木1105-3            |
| 柳井ときおと姫路の未来を考える会 | 柳 井 勅 雄   | 谷 村 由 佳 子 | 姫路市白浜町乙860番地9               |
| 山口光一と共助のまち芦屋へ!   | 山 口 光 一   | 山 口 光 一   | 芦屋市平田北町3-16-1-101           |
| 山本けいこサポートクラブ     | 酒 井 敬 子   | 渡 邊 勝 次   | 宝塚市すみれガ丘2丁目2-1-1310         |
| 山本ひろみ後援会         | 山 本 恵 美 子 | 山 本 千 寛   | 姫路市勝原区熊見5-3                 |
| 山本よしお後援会         | 山 本 和 秀   | 山 本 佳 男   | 姫路市高尾町63                    |
| 横山辰哉後援会          | 横 山 辰 哉   | 横 山 辰 哉   | 川辺郡猪名川町若葉2-50-A612          |
| 吉尾豊とまちづくりをする会    | 吉 尾 豊     | 吉 尾 理 恵   | 川辺郡猪名川町松尾台2-1-2サウンズビルB-206  |
| よしだつよし後援会        | 吉 田 剛     | 吉 田 剛     | 加古郡稲美町野寺672-1               |

### 教育委員会規則

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月30日

兵庫県教育委員会  
教育長 藤原俊平

**兵庫県教育委員会規則第11号****学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額等を定める規則の一部を改正する規則**

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額等を定める規則（平成25年兵庫県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第5条中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

**附 則**

この規則は、令和7年6月1日から施行する。

**教育委員会公告****落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和7年5月30日

契約担当者

兵庫県教育長 藤原俊平

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
BYOD・一人一台端末を活用した成績処理支援システムライセンス調達業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
兵庫県教育委員会事務局高校教育課 神戸市東灘区田中町5丁目3-23
- 3 落札者を決定した日  
令和7年5月9日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社シンプルエデュケーション 東京都千代田区麴町2-1 PMO半蔵門ビル2F
- 5 落札金額（税抜）  
1,354,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和7年3月28日